

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金係  
☎ 76-2151 内線 222、223

### 年金額を増やしませんか？

#### ▼年金額を満額受け取れない方へ

国民年金制度は、20歳から60歳までの40年間の加入と納付状況によって年金額が決定されます。過去に保険料の未納や国民年金に加入していない期間があると「満額」の年金を受けることができなくなります。

しかし、次の条件を全て満たす方は、ご本人の申し出により、「任意加入制度」で国民年金に再加入し、年金額を増額することができます。

#### ▼任意加入制度に加入できるのは、次の①～④の全てに該当する方です

- ①日本国内に居住する60歳以上65歳未満
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480か月未満
- ④厚生年金保険、共済組合等に加入していない

#### ▼年金を受け取る権利のない方へ

また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は、70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

問い合わせ先  
北見年金事務所 ☎0157-25-9635

## よろず相談&心配ごと相談のお知らせ

日常生活で、何か悩みごとはありませんか？ 町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事、その他の心配ごとについて、広く相談に応じます。

今月のよろず相談 ☎76-2151(内線216)  
日時 10月18日(金) 午後1時～3時  
場所 林業研修会館 1階 図書室  
相談委員 大場建男、福井全雅

※よろず相談は隔月開催(偶数月)です。  
※相談委員の自宅での相談は対応できません。

心配ごと相談 ☎76-1161

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

## 「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」 北海道最低賃金引き上げ

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

### 【最低賃金】

時間額 **861円** (効力発生年月日 令和元年10月3日) ※発効日の前日までは、835円です。

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業(処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業、他)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

問い合わせ先 北見労働基準監督署 ☎0157-23-7406

## 『個別的労使紛争あっせん制度』のご案内

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公益委員・労働者委員・使用者委員の三人一組が当事者から事情を聴き、公平中立な立場で問題点を整理して助言を行い、双方に歩み寄りによる解決を勧める紛争解決手段です。

申請は簡単・無料で秘密厳守のうえ、迅速に対応します。遠隔地には現地に出向き対応します。

#### ◆ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>

#### ◆一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。

フリーダイヤル ☎0120-81-6105

月～金曜日 17:00～20:00

土曜日 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

※社会保険労務士が対応します。

#### ◆「あっせん」窓口(相談・申請)

北海道労働委員会事務局調整課

☎011-204-5667(直通)

月～金曜日 8:45～17:30(祝日・年末年始を除く)

## ～生活困窮者支援～ 津別町出張相談会のご案内

生活困窮者への支援制度により、生活に困りごとや不安を抱えている場合に、どうしたら解決できるか、一緒に考え自立に向けた支援・相談を行っています。

ひとりで悩まないで、遠慮なくお電話ください。

### 《出張相談会開催日時》

日 程	時間・予約方法
令和元年 10月16日(水)	午後1時30分～4時30分
11月20日(水)	
12月18日(水)	
令和2年 1月22日(水)	※前日の午後3時までに電話予約をしてください。
2月19日(水)	
3月17日(火)	

相談会会場 林業研修会館図書室(役場裏)

実施形態 事前予約制

実施者 オホーツク相談センターふくろう(北海道受託事業者)

問い合わせ・予約先

オホーツク相談センターふくろう ☎0157-25-3110

## 津別峠展望施設冬期閉館

(道道588号冬期通行止め)

●津別峠展望施設が冬期閉館となります。

これに伴い、津別町ホームページにあります「津別峠ライブカメラ」も画像の更新が休止となります。

閉館期間 11月1日(金)から  
令和2年5月下旬まで(予定)

問い合わせ先 産業振興課商工観光係  
☎76-2151(内線258)

※津別峠に通じる道道588号(屈斜路津別線)は、令和元年11月5日(火)から令和2年5月22日(金)まで冬期通行止めとなります(天候・路面状況により変更の場合あり)。  
問い合わせ先 オホーツク総合振興局網走建設管理部事業課 ☎0152-41-0742

### キャンプ場冬季閉鎖について

津別町のキャンプ場が冬季閉鎖となります。

●津別21世紀の森キャンプ場 利用期間：10月31日まで  
連絡先 ☎76-1737(キャンプ場管理棟)

●チミケップ湖キャンプ場 利用期間：10月31日まで(予定)※気象条件により変動があります。  
連絡先 ☎76-2151(役場産業振興課商工観光係)

## 木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

### 補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和2年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

### その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/05guide>
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

### 補助金の額

- ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円を限度とします。

※補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



問い合わせ・申請先 産業振興課 林政・再エネ係 ☎76-2151(内線318)